

アスベスト被害の根絶をめざす 京都の会ニュース

2024年9月27日・第15号
アスベスト京都の会 発行
事務局:TEL075(662)5321
(京建労本部気付)

今後も広がる石綿被害の 救済・根絶めざそう

— 第11回総会ひらく —



ハイブリッド方式で行った第11回総会

アスベスト被害の根絶をめざす京都の会は、9月25日にラポール京都とZOOMで開催し、16人が参加しました。

石原一彦会長（立命館大学政策科学部教授）は、開会あいさつで「アスベスト問題は、阪神淡路大震災から来年で30年を迎え、そこでばく露した人々が石綿疾病を発症する時期になり、改修解体のピークとともに新たな問題が出てくる。会の役割はますます重要」と強調しました。

議案提案後、松原事務局長より「建物解体・改修における問題点と課題」について、大河原弁護士より「建設アスベスト訴訟の到達と課題」について報告を受けた後、討論を行い、議案、決算・予算、次期役員含めてすべての議案が採択されました。（総会での報告・意見の要旨は、次面以降に記載）。

■ 報告①「建物解体・改修における問題点と課題」 松原事務局長 要旨

石綿調査・除去等にかかる費用等は大きな課題

マンション、ビルなど民間建築物で約 280 万棟、戸建てで約 3,300 万棟に石綿が使われている。改修・解体時に適切に行わないと飛散し、建設従事者はもちろん、住民もばく露する可能性がある。調査費用や除去費用も高額になり、今は施主負担に。

よって、適切に処理していない業者に安く頼むことになっているのも実態。事前調査等飛散防止対策の法律はできたが、公的な財政支援は皆無。また、適正に処理されているかどうかの確認も不十分。



改修解体の課題を報告する松原事務局長

■ 報告②「建設アスベスト訴訟の到達と課題」 大河原弁護士 要旨

裁判で建材メーカーを包囲し、追い込むことが、救済の第一歩



大河原弁護士から訴訟の到達と課題を報告

2021 年 5 月の最高裁判決後にできた「石綿被害給付金」によって 7,314 件が認定されている。しかし国のみで企業は拠出していない。この間の判決で、企業責任は確定していて、原告数の多い東京 1 陣差戻審でも和解案を裁判所が示す動きになっている。

課題となっている「解体工」や「屋外工」に対する国・企業責任を突破し、建材企業による拠出で給付金の拡充をさせ、被害救済のためにも、裁判で建材メーカーを包囲し、追い込んでいくことが重要。

引き続き、みなさんのご支援をよろしくお願いいたします。

報告や総会で出された意見等

岩橋さん：屋外工が救済されていない理由と乗り越えるポイントは？

➡「屋外作業なら石綿粉塵も薄まる」というのが裁判所の判断。だが作業は様々。具体的な作業内容を積上げ、運動とともに突破したい。

伊東さん：京建労会館で石綿調査の実地研修を行った。しかし木造作業の人が圧倒的なのでピンと来ていなかった。助成制度とともに、廃棄物処分場問題も課題。危険性訴えていくためにも、意見書採択運動や国会議員への働きかけを行っている。

河合さん：ユニチカ退職後、10 年はどうもなかったが、昨年急に重症化し中皮腫に。2006 年まで使用されてきたので被害者はまだいる。裁判は同じ被害者に対するアピールもあるので引き続き支援をお願いしたい。

<2024 年度役員体制>(敬称略)

- ◇ 会長:石原一彦(立命館大学政策科学部教授)
- ◇ 副会長:平山幸雄(京建労委員長)/新田昌之(京都職対連会長)/福山和人(自由法曹団)/梶川憲(京都総評議長)
- ◇ 事務局長:伊東純平(京建労常駐執行委員)
- ◇ 事務局:京都総評・京都職対連・いの健京都センター・京都民医連・京建労より
- ◇ 会計監査:松原秀樹(京建労書記次長)